

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

VI ILO

1 総会と主要な会議

1 第六九回国際労働総会

総会の概要

第六九回国際労働総会は、八三年六月一日から二三日までジュネーブのパレナシオンにおいて開かれ、一五〇の加盟国中、日本をはじめ一三八カ国から政労使三者の代表、顧問一八五〇人が出席した。日本からは、ビジティング・ミニスターとしての大野労相ほか四三人の三者構成代表団が出席した。中国からは一二年ぶりに三者構成代表団が出席して注目された(本年鑑第五四集五三四頁参照)。総会の議題はつぎの八つであった。

(1)理事会と事務局長の報告、(2)事業計画・予算案その他の財政問題、(3)条約・勧告の適用に関する情報と報告、(4)職業リハビリテーション、(5)社会保障権保全、(6)雇用政策、(7)工業化の社会的側面、(8)ILOの機構。このほか総会には、八一年に更新された「南アフリカのアパルトヘイトに関する宣言」の適用に関する事務局長の特別報告と、理事会の差別待遇委員会の報告が提出された。

総会はこれらの議題を審議した結果、職業リハビリテーションに関する条約と勧告、社会保障権保全に関する勧告を採択したほかに、議題外決議として「若年者および国際若年者年に対するILOの寄与に関する決議」を採択した。また、八四～八五年度予算として二億五四七〇万ドルが承認された。特別ゲストとしてはムバラク・エジプト大統領、ホーク・オーストラリア首相、ムガベ・ジンバブエ首相が出席し、それぞれ特別講演をおこなった。

児童労働の問題をとりあげた事務局長報告をめぐる一般討議(いわゆる代表演説)には多くの代表、顧問が参加した。ビジティング・ミニスターとして出席した大野労相は六月一〇日に代表演説をおこない、自由貿易を基調とする国際協力の促進によって、貿易発展と雇用拡大をはかることができると主張し、その際、公正競争条件の一つである国際労働基準のもつ重要性を指摘し、この分野でのILO活動を評価した。内山労働者代表(総評事務局長代行)は六月一三日に演説し、近年急速に進行しつつあるME化にともなう失業問題に言及、日本の経験によれば問題解決のためには労働組合の参加と協議が不可欠だと強調した。

ブランチャール事務局長は二一日の本会議で代表演説にたいする回答演説をおこない、児童労働の廃止につき世界の政労使の合意が得られたことを評価し、労働組合権の侵害にかかわる申立て急増にともなう問題を検討するため、八四年総会に提出する事務局長報告のテーマを国際労働基準とすることを明らかにした。

職業リハビリテーションと雇用

この問題に関しては条約(一五九号)とそれを補足する勧告(一六八号)が採択された。条約の票決は、賛成三四四、反対〇、棄権七七、勧告は賛成四一七、反対〇、棄権三で採択された。日本代表は条約については政府、労働者が賛成、使用者は棄権、勧告については三者とも賛成だった。

この条約を批准する加盟国は、心身障害者のために適切な職業リハビリテーションの対策を講じ、雇用機会の増進につとめるものとされる。現在世界にはこの条約の定義による「正式に承認された身体的および精神的障害の結果として、適当な雇用に就き、それを継続し、促進する見通しが実質的に削減されている者」が五億人いるといわれており、新条約の採択によりこれらの人びとの諸条件の向上が期待できることになった。この条約にもとづいて心身障害者のためにとられる特別措置は、それ以外の労働者との関係では差別待遇とはみなされないものとされる。また、国のリハビリテーション政策の実施段階では、代表的な労使団体が協議にあずかるべきことも規定されている。

条約を補足する勧告は、さらに詳細に規定し、使用者への援助や奨励策、援護職場、障害者による、障害者のための生産職場や協同組合の創設、就業上の各種障害の排除、輸送手段(通勤など)の供与、免税などさまざまな具体的措置に言及している。

社会保障権保全

賛成四一九、反対〇、棄権八(日本代表は三者とも賛成)で採択された「社会保障権保全のための国際制度の創設に関する勧告」(一六七号)は、国外で就業する者の社会保障上の保護を目的とするもので、前年採択された同名の条約(一五七号)にもとづき二国間、多国間で協定を結ぶ際のモデルとなるものである。

勧告そのものは、六項にわけて定義や条約との関連にふれる比較的簡単なものだが、付属文書のモデル規定はきわめて詳細なもので、定義、適用法令、進行中の権利保全、既得権の保全と外国での給付支給、過度の繁雑化の規制など三八カ条にわけて規定している。また、二国間、多国間の社会保障文書の統合に関するモデル協定も付属文書となっている。

雇用政策

六四年の雇用政策条約と勧告(いずれも一二二号)を、その後の事態の進展にあわせて補足するため新しい勧告を採択する目的で第一次討議がおこなわれ、八四年総会で正式に勧告が採択されるはこびとなった。また、関連の決議が採択され、加盟国にたいして雇用政策関係のILO基準の批准、適用を求めるとともに、ILOが世界雇用計画(WEP)を手直しし、定期的に「世界雇用報告」を作成するよう要請した。

工業化の社会的側面

この問題については一般討議がおこなわれ、工業化をすすめる場合には、投資、成長、近代化など経済的側面だけでなく、雇用促進、所得分配、安全衛生、労働者と家族の保護など社会的側面の重要性に留意すべきことが強調された。また、三者の協力と労使協力、基本的人権の尊重、新技術導入時の配慮事項などもとりあげられた。

議題外決議

八五年の国際若年者年にたいするILOの寄与に関する決議が一つ採択された。この決議は、加盟国にたいして、若年者の失業と取り組み、同一労働同一報酬の原則を彼らに完全に適用し、とくに農村地域の若年者の生活水準向上と労働条件改善のために、ただちに総合的対策を講じるよう

求めている。また、ILOにたいしては、若年者の雇用と訓練に関する特別計画を考慮に入れてILO活動をすすめるよう要請している。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
